

責任能力のある未成年者が起こした交通事故についての親権者の不法行為責任

岡山大学大学院法務研究科准教授・弁護士

妻 鹿 安希子

第1 はじめに

責任能力のある未成年者が不法行為により他人に損害を負わせた場合、未成年者本人が民法709条により損害賠償責任を負うが、未成年者の多くは賠償を行うことのできる資力を有しないため、被害者が、不法行為の当事者である未成年者とともにその親権者に対して損害賠償請求を行うことがある。

責任能力のある未成年者が車両を運転して交通事故を起こした事例においては、特に、未成年者が自動車保険（強制保険、任意保険）に加入していない車両を運転していた場合や、自動車保険に加入していても保険適用対象外となる場合（任意保険契約に運転者限定特約が付されている場合等）は、被害者にとって親権者に対する損害賠償請求の必要性が高い。

交通事故を起こした未成年者に責任能力がない場合は、未成年者本人は民法712条により損害賠償の責任を負わないものの民法714条に基づき親権者に対して監督義務者としての責任を追及することが可能であるが、未成年者に責任能力がある場合については監督義務者の責任に関する規定がない。そのため、民法709条に基づき親権者の監督義務違反を理由に損害賠償請求が行われ、これを認めた下級審裁判例も多数ある。

責任能力のある未成年者が道路交通法上の車両¹を運転して交通事故を起こした場合に親権者の不法行為責任が問われているのは、自動車事故の事案が最も多いが、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の事故の事案もある。

もっとも、いかなる場合に親権者の監督義務違反や因果関係が認められるのかについては、裁判所の判断は一様ではない。

そこで、本稿では、責任能力のある未成年者の不法行為における親権者の不法行為責任についての最高裁判決及び学説を概観した上で、責任能力のある未成年者が道路交通法上の車両を運転して交通事故を起こした事案において親権者の不法行為責任が問われた場合に、裁判例において監督義務違反や因果関係についてどのような判断がなされているのかを分析する。

¹ 道路交通法2条1項8号において、「車両」とは、「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス」とされており、自転車は軽車両に含まれる（同項11号参照）。

なお、未成年者が自動車損害賠償保障法上の「自動車」²を運転して交通事故を起こした場合は、親権者に対して同法3条の運行供用者責任が問われる場合もあるが、本稿においては民法上の不法行為責任のみを検討する。

第2 未成年者が責任能力を有する場合の親権者の不法行為責任に関する最高裁判決

1 2つの最高裁判決

不法行為を行った未成年者が責任能力を有する場合の親権者の不法行為責任について最高裁が判断したのは以下の2件であり、いずれも故意不法行為に関する事案である。

(1) 最高裁昭和49年3月22日第二小法廷判決(民集28巻2号347頁。以下「昭和49年最判」という。)

責任能力のある未成年者による強盗殺人について親権者の不法行為責任が争われた事案である。

事件当時満15歳(中学3年生)の未成年者Aは、小遣欲しさに、同じ中学の1年生で遊び友達であったZを殺害して、その所持金を強奪した。

Zの母であるXが、Aの不法行為責任を追及するとともに、Aの父母で親権者であるY₁Y₂に対し監督義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償を請求した。

第1審、第2審ともに、Xの主張を認めて、Y₁Y₂に対する請求を認容した³。そこで、Y₁Y₂が上告した。

最高裁は、「未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立するものと解するのが相当であって、民法714条の規定が右解釈の妨げとなるものではない。そして、Y₁Y₂のAに対する監督義務の懈怠とAによるZ殺害の結果との間に相当因果関係を肯定した原審判断は、その適法に確定した事実関係に照らし正当として是認できる。」と判示して、上告を棄却した。

(2) 最高裁平成18年2月24日第二小法廷判決(家月58巻8号88頁、裁判集民事219号541頁。以下「平成18年最判」という。)

責任能力ある未成年者3名の共謀による強盗傷人について親権者の不法行為責任が争われた事案である。

いずれも満19歳の少年A、B及びC(以下「Aら」という。)が、共謀の上、金品を強取する目的で、被害者Xに対し、暴行を加えて、現金を強取し、Xに後遺障害の残る傷害を負わ

² 自動車損害賠償保障法上の「自動車」に自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は含まれるが、自転車は含まれない(同法2条1項、車両2条2項、同条3項参照)。

³ 第1審は鳥取地裁米子支部昭和45年12月22日判決(民集28巻2号351頁)、第2審は広島高裁松江支部昭和47年7月19日判決(民集28巻2号362頁)。

せた。

Xは、Aらの共同不法行為責任を追及するとともに、Aらの親権者であるY₁ないしY₅（以下「Yら」）という。）に対し監督義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償を請求した。

第1審、第2審ともに、XのYらに対する請求を認めなかったため⁴、Xが上告した。

最高裁は、Aらが、暴行、恐喝、傷害、窃盗、強盗致傷等の非行歴を有し、保護観察や少年院送致の処分を繰り返し受けていた事実や、本件事件当時、Aらは少年院を仮退院して保護観察に付されていたが、定められた遵守事項を守らず、遊び歩いたり、暴力団事務所に入出入りするなどしていた事実を認定したが、Aらが間もなく成人に達する年齢にあり、既にいくつかの職歴を有し、Yらの下を離れて生活したこともあったことや、少年院仮退院後のAらの行動から、「Yらが親権者としてAらに対して及ぼし得る影響力は限定的なものとなっていたといわざるを得ないから、Yらが、Aらに保護観察の遵守事項を確実に守らせることができる適切な手段を有していたとはいえない。」とした。さらに、Aらが19歳を超えてから少年院を仮退院し、以後本件事件に至るまで特段の非行事実は見られないことや、本件事件当時の生活の状況から、「Yらにおいて、本件事件当時、Aらが本件事件のような犯罪を犯すことを予測し得る事情があったということはできない。」等とし、Yらの監督義務違反を否定し、Yらに民法709条に基づく損害賠償責任を認めることはできないとして、上告を棄却した。

2 2つの最高裁判決の示した解釈

(1) 昭和49年最判は、責任能力のある未成年者の不法行為について、監督義務者である親権者に対する不法行為責任を認めた初めての最高裁判決である。

昭和49年最判以前から、下級審裁判例においては未成年者に責任能力がある場合においても親権者に不法行為責任を認める裁判例がみられたが⁵、昭和49年最判により、最高裁が、「監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めるとき」は、民法709条に基づき監督義務者に不法行為が成立するという立場をとることが明らかにされた。

かかる見解が当時の学説における通説的見解であったことは後記第3の学説の状況のとおりである。

そして、昭和49年最判は、「Y₁Y₂のAに対する監督義務の懈怠とAによるZ殺害の結果と

⁴ 第1審は札幌地裁平成16年5月13日判決（裁判所ウェブサイト）、第2審は札幌高裁平成17年1月28日判決（判例集未登載）。

⁵ 大阪地裁昭和42年2月15日判決（判タ205号175頁）、岡山地裁笠岡支部昭和44年8月25日判決（下民20巻7・8号604頁）、宇都宮地裁昭和45年3月3日判決（下民21巻3・4号374頁）。

の間に相当因果関係を肯定した原審判断は、その適法に確定した事実関係に照らし正当として是認できる。」として、親権者であるY₁Y₂の未成年者Aに対する監督義務の懈怠とAによる被害者Z殺害の結果との間の相当因果関係を肯定した。

昭和49年最判の原審が認定した事実関係によると、Aは、中学2年生のころから不良交友を生じて非行性をあらわし、中学3年生になって非行性が深まり、万引や喫煙による警察の補導を受け、学校を怠ける等していたが、Y₁Y₂はAに対する適切な措置をとらないで全く放任していたことが認定されている。

また、昭和49年最判の事案は、Aが義務教育課程を終えていない中学生で、Y₁Y₂と同居してY₁Y₂のもとで養育監護を受けていたという事案であり、原判決では、Y₁Y₂のAに対する影響力は責任無能力者の場合と殆ど変らない程強いと認定されており、Aの非行歴とともに、Aの年齢及び生活状況からY₁Y₂の影響力が重視されたものと考えられる。

もっとも、昭和49年最判の事案におけるAによる不法行為は強盗殺人であり、Aには非行歴があったものの粗暴性を示すような非行歴はみられない。親権者に民法709条の不法行為責任を問う場合における監督義務違反を、一般的な民法709条における過失と同様に予見可能性を前提とした結果回避義務違反と捉えるならば、Y₁Y₂にAの強盗殺人によるZ死亡という結果についての予見が可能であったのか、Y₁Y₂がAの非行について適切な措置をとらず放任していたという不作為とZ殺害の結果との間に相当因果関係を認めることができるのかについては疑問の残る事案である。

昭和49年最判においては、監督義務者の監督義務違反を理由に民法709条の不法行為責任が問われる場合に、いかなる基準で過失や因果関係を判断すべきかについての解釈は示されていないため⁶、判決の読み方も分かれており、最高裁が具体的な結果に対する予見可能性を問題にすることなく日常的一般的な監督義務の懈怠により過失及び因果関係を認めたとの評価がある一方で⁷、日常的一般的な監督義務の懈怠のみで責任を認めたものではないとの評価⁸やかかる評価を前提に予見可能性について強盗殺人行為は窃盜行為の延長線上にある行為として評価できるとする見解も存する⁹。

- (2) 平成18年最判は、責任能力のある未成年者の不法行為について昭和49年最判が示した解釈、すなわち監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは民法709条に基づき監督義務者に不法行為が成立するという解釈を前提に、具体的事案において不法行為責任を否定した事例判決である。

⁶ 川口富男・最判解民事昭和49年度159頁以下。

⁷ 山口純夫「判批」民商72巻1号161頁（1975）、石黒一憲「判批」法協92巻10号1413頁（1975）。

⁸ 川井健＝飯塚和之「判批」判評188号25頁（1974）、大村敦志『もうひとつの基本民法Ⅱ』45～48頁（有斐閣、2007）。

⁹ 芦川豊彦「判批」判タ310号83頁（1974）。

平成18年最判により、最高裁が日常的一般的な監督義務の懈怠により監督義務者の過失を認める立場には立っていないことが明確にされたと評価されている¹⁰。

平成18年最判は、具体的事実関係を認定した上で、「Yらが親権者としてAらに対して及ぼし得る影響力は限定的」であり、「Yらが、Aらに保護観察の遵守事項を確実に守らせることができる適切な手段を有していたとはいえない」として、結果回避可能性及び結果回避のために監督義務者が取り得べき手段の有無に言及し、さらに、「Yらにおいて、本件事件当時、Aらが本件事件のような犯罪を犯すことを予測し得る事情があったということとはできない。」として、事件当時における親権者の当該事件の予見可能性を肯定し得る事情の有無に言及している。かかる判示内容から、日常的一般的な監督義務の懈怠の有無を問題にしているものではなく、具体的に生じた結果についての予見可能性及び結果回避可能性を前提とした監督義務の懈怠の有無を問題としているものと考えられる。

もっとも、平成18年最判は、不法行為を行った未成年者の年齢が19歳で、職歴を有し、親元を離れた生活歴もある事案であり、昭和49年最判の事案とは親権者への依存度や親権者の影響力が異なる事案であることから、平成18年最判は親権者の影響力が限定的になっている場合については、子の特定の加害行為を防止する監督義務の違反についてのみ責任を負わせる趣旨であると説明し、平成18年最判の射程範囲を限定的に捉える見解もある¹¹。

第3 学説の状況

1 未成年者が責任能力を有する場合の親権者の不法行為責任の成否

学説においては、かつては、監督義務者が責任を負うのは不法行為者本人に責任能力がないために不法行為者本人が責任を負わない場合であり、不法行為者本人に責任能力がある場合には、不法行為者本人が不法行為責任を負い、監督義務違反を理由に監督義務者が不法行為責任を負うことはないと言われ¹²、民法714条が「前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において」と規定するのは¹³、かかる場合にのみ監督義務者の責任が補充的に発生するという趣旨であると解されていた。

しかし、このような解釈に対しては、不法行為者の責任能力の有無に疑いのあるときは、不法行為者を訴えるべきか、不法行為者本人を無能力者と認めて監督義務者を訴えるべきか不明のため、被害者が訴訟上危険な地位におかれるという問題や、未成年者の多くは無資力である

¹⁰ 齋藤大巳「判批」判タ1245号70頁（2007）、前田泰「判批」リマークス2007上46頁、青野博之「判批」民商135巻2号144頁（2006）。

¹¹ 高田淳「判批」法セ620号112頁（2006）。

¹² 横田秀雄『債権各論』872頁（清水書店、1912）、宗宮信次『債権各論』407頁（有斐閣、1952）。

¹³ 平成17年4月1日に施行された民法の一部改正による現代語化前は「前二条ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ」と規定されていた。

ため、被害者は實際上賠償を得られないという問題が指摘されていた¹⁴。

早くから、立法論としては不法行為者の責任能力の有無にかかわらず、監督義務者の責任を認めるべきという見解がみられた¹⁵。次いで、不法行為者本人に法律上の責任がある場合においても、民法709条に基づき監督義務者の過失及び不法行為者の行為との因果関係を立証することにより監督義務者の責任を認めるべきであり、民法714条の「前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において」と規定するのは、かかる場合には過失の推定があるというに過ぎず、監督義務者の責任について民法709条の一般原則を制限する趣旨ではないと解するべきであるとする見解が主張され¹⁶、かかる見解が通説の見解となった¹⁷。

昭和49年最判により最高裁が当時の通説の見解を採用し、判例・通説ともに、不法行為者に責任能力がある場合においても民法709条に基づき監督義務者が不法行為責任を負うという点では一致をみることとなった。

2 親権者に不法行為責任が認められるための要件

責任能力のある未成年者の監督義務者である親権者の過失（＝監督義務違反）が具体的にいかなる場合に認められるのかについては、見解が分かれている。

第1の見解は、①監督義務者の過失は一般的な民法709条における過失とは性質を異にし、責任無能力者の生活全般に対する監護教育の義務である一般的な監督義務の違反があれば過失が認められ、過失が認められれば因果関係も肯定されると解する見解である¹⁸。ここでいう一般的な監督義務は、民法820条を根拠とする監督義務、又は民法714条1項但書の義務を一般的な監督義務と解する見解を前提に同条の義務と同様の監督義務をいうものと捉えられている。

このように過失及び因果関係を緩やかに認めるべきことを説く見解の中には、監督義務者の損害賠償責任についての理論的根拠を民法709条に求める見解のほか、民法714条の類推適用を認めるべきとする見解¹⁹や、民法714条と民法709条が合体した特殊な規範に服すると解する見解²⁰もみられる。

一方、第2の見解は、上記のような一般的な監督義務違反のみでは足りないとし、②監督義

14 我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』158頁（日本評論社、1937）、宗宮・前掲注12・409頁。

15 鳩山秀夫『日本債權法各論・下巻』906頁（岩波書店、増訂版、1924）、宗宮・前掲注12・409頁。

16 最初の契機といわれるのは、松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究・上』147頁以下（有斐閣、1957）である。

17 加藤一郎『不法行為』162頁（有斐閣、増補版、1974）、広中俊雄『債權各論講義』470頁（有斐閣、第6版、1994）。

18 平井宣雄『債權各論Ⅱ不法行為』215頁（弘文堂、1992）、山口・前掲注7・161頁、石黒・前掲注7・1413頁。

19 寺田正春「監督義務者責任」法時50巻6号49頁（1978）。

20 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（中巻・下巻）』672頁（青林書院、1985）。

務者の過失を、一般的な民法709条における過失と同様に予見可能性及び結果回避可能性を前提とした結果回避義務違反と捉え、生じた結果に対する具体的な監督義務違反を要するものとし、因果関係についても結果回避義務違反と損害との間の相当因果関係の有無によって判断するという見解である²¹。平成18年最判は第2の見解に立っている。第2の見解に立つ学説の中には、事案の妥当な解決及び場当たりの結論の回避のために監督義務者が責任を負う場合について類型化を試みる学説もある²²。

さらに、学説の中には、未成年者の年齢等のカテゴリーに応じて立証すべき監督義務懈怠の内容が異なるという方向性を示す学説もある²³。かかる見解に立った場合は、昭和49年最判の事案は、親権者と同居している中学生の親権者の不法行為責任が問われているため一般的監督義務違反があれば足り、平成18年最判の事案は、職歴を有し、親元を離れた生活歴もある19歳の子の親権者の不法行為責任が問われているため、具体的監督義務違反が要求されたと理解することができる。

もっとも、一般的監督義務違反で足りるのはどのような場合であるのか、年齢、同居の有無、経済的依存関係等様々な考慮要素が考えられ、統一の基準を定立することは困難である。

民法709条に根拠を求めながら、監督義務者の責任について一般の不法行為の場合とは過失の要件が異なるという解釈を導くことは困難であると考えられ、民法709条に根拠を求める以上は、第2の見解が説くように、監督義務者である親権者が責任を負うのは、未成年者による不法行為の結果に対し監督義務者である親権者に予見可能性及び結果回避可能性が認められる場合に限定され则认为すべきであろう。

もっとも、責任能力のある未成年者といっても、責任能力は12歳前後で備わると解されているため²⁴、責任能力のない未成年者に近い年齢の者から成人間近な者まで年齢に幅があり、未成年者と親権者との同居の有無、未成年者が就労しているか否か等の生活状況も異なる。未成年者の年齢や生活状況の違いによって、親子の交流の頻度や生活上・経済上の親権者への依存度が異なり、親権者の子に対する影響力も異なるため、親権者に求められる子に対する関わり方も異なる。

そのため、第2の見解に立った場合も、監督義務者である親権者がどこまで未成年者の行動を把握し、未成年者の行動に対してコントロールを及ぼすことができるかは、未成年者の年齢

²¹ 森島昭夫『不法行為法講義』151頁（有斐閣、1987）、山本進一「判批」判評150号25頁（1971）、川井＝飯塚・前掲注8・25頁、潮見佳男『不法行為法I』428頁以下（信山社、第2版、2009）。

²² 川井＝飯塚・前掲注8・25頁。

²³ 窪田充見『不法行為法』202～203頁（有斐閣、第2版、2018）。

²⁴ 加藤・前掲注17・143頁、幾代通『不法行為』51頁（筑摩書房、1977）、川井健『民法教室・不法行為法』57頁（日本評論社、第2版、1988）。

や生活状況に応じて異なり、それに依りて監督義務者である親権者に求められるべき監督義務の内容、程度は異なるはずである。

責任能力ある未成年者の年齢が低いほど、行動範囲が限定されているため、未成年者の行動の危険性の把握が容易であり、また、親子の距離が近く、親権者の子に対する影響力も強いいため、親権者の指導、教育が子の不法行為による結果の回避に結びつきやすく、親権者に求められる監督義務の内容が広く捉えられることになるものと考えられる。

3 交通事故の事例における親権者の不法行為責任

交通事故の事例においても、その他の不法行為の事例と同様に、不法行為者本人に責任能力が認められる場合であっても、民法709条に基づき監督義務者である親権者の監督義務違反及び監督義務違反と損害との因果関係を立証することにより親権者の責任が認められる。

交通事故の事案は、昭和49年最判や平成18年最判のように未成年者の故意による不法行為の事案と異なり、事故発生は過失によるものであり、また、車両運転による事故の場合、車両を運転すること自体が少なからず事故発生危険性を伴う行為であるという特徴がある。

そのため、監督義務者の過失の要件として具体的監督義務違反を要求する見解に立った場合においても、予見の対象の捉え方によっては予見可能性が広く認められる可能性があり、予見の対象の捉え方によって結論が変わりうる。

一方で、結果回避可能性という点では、過失行為であるために、故意行為と比較すると監督義務者の監督による結果回避が困難であるケースが多いものと考えられる。例えば、軽過失による事故の場合は、監督義務者である親権者の指導、監督によっても事故防止が困難であることが多いと考えられる。

具体的監督義務違反を要求する見解を前提に、未成年の子の起こした交通事故の事例において親権者が不法行為責任を負う場合を、以下のように3つの類型（以下「交通事故3類型」という。）に類型化する試みもあり参考となる²⁵。

- ① 親が子の運転行為を同乗等により現認しているにもかかわらず、子の危険な運転行為に注意を与えなかった場合（事故現認の類型）
- ② 子にこれまで事故歴があり、あるいは、スピード違反、酒酔運転、信号無視など事故を起こす蓋然性の高い前科前歴があるにもかかわらず、子が運転するのを黙認し、これを禁止しなかった場合（事故・違反歴認識の類型）
- ③ 親が子の事故時における精神的・肉体的状態について運転に支障を及ぼすことを事前に認識し、あるいは認識しうべき状態にあったにもかかわらず、これを看過し、これを運転行為

²⁵ 佐々木一彦「親の責任」判タ268号104～105頁（1971）。

を差止めるなどの方法をとらなかった場合（体調不良認識の類型）

第4 交通事故に関する裁判例

以上のとおり、責任能力のある未成年者が不法行為を行った場合について、判例・学説とも、監督義務者である親権者に対して民法709条の不法行為責任を問うることを認めるが、監督義務者の過失及び因果関係を認める要件については、学説においては過失の要件を一般的監督義務違反と捉える見解と具体的監督義務違反と捉える見解に分かれ、さらに未成年者の年齢や生活状況によって監督義務違反の捉え方が異なるという方向性を示す見解もある。

判例においては、平成18年最判が過失を具体的監督義務違反と捉える見解を採用したが、判例の見解が未成年者の年齢を問わず妥当するののかについては、なお議論の余地を残している。

以上の判例及び学説の状況を前提に、責任能力のある未成年者が車両を運転して交通事故を起こした事案について、昭和49年最判以降の裁判例を取り上げ、裁判例において監督義務者である親権者の過失はどのような基準で判断されているか、いかなる事情が親権者の監督義務違反の判断において考慮されているかについて、自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車のそれぞれについて分析する。

1 自転車事故に関する裁判例

自転車事故に関する裁判例として取り上げるのは、別表1「自転車事故裁判例」の【1-1】から【1-14】の14件である。

親権者の不法行為責任を肯定した裁判例は4件、否定した裁判例は10件である。

運転者である未成年者の年齢は、親権者の不法行為責任を肯定した裁判例では、12歳1件、13歳3件であり、親権者の不法行為責任を否定した裁判例では、12歳が1件、14歳が5件、15歳が2件、17歳が2件である。

(1) 親権者の不法行為責任を肯定した裁判例

親権者の不法行為責任を肯定した裁判例4件は、【1-8】【1-10】【1-12】【1-14】である。

4件の裁判例は、いずれも平成18年最判以降の裁判例であり、事故当事者である未成年者の年齢は12歳が1件、13歳が3件であり、未成年者の責任能力が認められているものの、責任無能力者に近い年齢である。一方、事故当事者である未成年者が12歳又は13歳の事案において親権者の不法行為責任が否定されているのは1件である（【1-1】）。未成年者の年齢が親権者の不法行為責任の成否に大きく影響しているものとみられ、事故当事者である未成年者が一般的に責任能力が備わると解されている12歳前後の年齢である場合は、責任無能力と判断される場合との結果の均衡も考慮されているものと考えられる。

ア 親権者の不法行為責任を認めた裁判例のうち、親権者の一般的な監督義務違反を要件とする立場に最も近い認定をしているとみられる裁判例は【1-12】である。

【1-12】は、未成年者A（13歳）が自転車を運転して、緩やかなカーブになっている公園の外周道路の歩道上を、車道を走行する友人の自転車と併走して徐行することなく走行し、歩道前方を歩行していた被害者Xの背部に衝突したという事故であり、親権者Y₁Y₂の不法行為責任が認められている。

裁判所は、親権者Y₁Y₂が、未成年者Aに対し、自転車走行について一定の注意を行っていたことが認められるとしたものの、「Aについて不法行為能力が認められるにしても、当時Aは13歳と著しい若年であり、両親の監督下に置かれていて、強い自主性を持つような状況にはなかつたのであって、Aが自転車を運転する際には、万一にも事故を起こして他人を負傷させたりすることのないよう、運転技術や交通法規等について十分な指導教育を行い、それをAにおいて実行に移すことができるような態勢を構築しておく必要があったものというべきである。」とし、その上で、Y₁Y₂は、極めて若年であるAに対し、歩道上の歩行者の優先権及び自転車の歩道通行方法を十二分に教育しておく必要があったものと考えられるが、効果的な教育を行っていたとは認められず、その結果、Aは事故時の態様で走行し、事故を起こしたものといえと判示した。また、「単純な不注意による前方不注視や安全確認義務違反を原因とする事故であれば、指導の有無にかかわらず一定程度不可避的に生じるものといえるが、…本件におけるAの過失はそれに尽きるものではない。」とも述べている。

当該事故についての親権者の予見可能性の有無については問題とされておらず、自転車走行に関する親権者の未成年者に対する一般的な指導、教育義務に違反したことが過失と捉えられているものと考えられ、未成年者が著しく若年で両親の監督下に置かれていたことを理由に、親権者に未成年者の自転車運転に関する広範な指導監督義務が認められている。

また、歩道上を徐行せずに走行したという未成年者の過失の態様が重視され、指導の有無にかかわらず一定程度不可避的に生じる事故ではないと判断されている。

歩道上の自転車事故における自転車の通行区分違反、歩道走行時の通行方法違反の過失の軽重の捉え方については裁判例によって評価が分かれているが、【1-12】では、歩道上を徐行せずに走行する行為は自転車運転者が意図した行為である点を重視し、意図した行為に起因する事故は親権者の指導によって回避することが可能であると判断されているものと考えられる。

イ 親権者の具体的な監督義務違反を問題にしているとみられるのは、【1-8】【1-10】【1-14】の裁判例である。

【1－8】は、未成年者A（13歳・中学生）が交差点に相当速い速度で進入したことが主たる原因となって事故が発生した事案であり、未成年者が交通ルールを守らず高速で自転車を運転していたことを親権者が認識していたと認定されている。交通事故3類型（事故現認、事故・違反歴認識、体調不良認識の各類型）の中では、事故・違反歴認識の類型に近い事案である。

これに対して、【1－10】及び【1－14】の裁判例は、交通事故3類型のいずれにも当てはまらない事案である。

【1－10】は、信号機のない交差点において、塾からの帰宅途中であった未成年者A（12歳・小学6年生）運転の自転車と交差道路から進行したX運転の自転車とが出合い頭に衝突したという事案である。

裁判所は、親権者Y₁Y₂の責任について、Y₁Y₂がAに対して自転車の運転について注意するよう口頭で注意しており、Aが事故を起こしたことや、交通法規違反などの問題のある自転車の運転をしたことにより、両親、警察、学校から注意を受けるということもなかったと認定したが、Y₁Y₂が、「Aが塾への行き帰りに自転車を利用しており、帰宅時は夜間となること、その経路には本件交差点を含め住宅街の中の狭あいな道路からなる信号機による交通整理の行われていない交差点をいくつも通過し、見通しの悪いものも多く含まれていることは当然認識していた」ことを理由に、「Aに対して自転車の運転について注意するよう口頭で指導をするに止まらず、Aが塾から帰宅するのにどのような走行経路をたどっているのか、その間にどのようにして自転車を運転しているのかといったことについて具体的に把握をした上、Aが危険な自転車の運転をしないよう、塾から自宅までの走行経路、その間における自転車の運転方法等を具体的に指導すべきであった」とした。そして、Aが事故の際に自転車で帰宅する友人らと「鬼ごっこ」をしていたために通常よりも速い速度で走行しており、事故当時塾帰りに「鬼ごっこ」をしながら帰宅することが多かったが、Y₁Y₂がこれを把握していなかったことや、夜間の塾からの帰宅時にAがどのように自転車を運転しているのかをY₁Y₂が具体的に把握しようとしていた形跡がないことを理由に監督義務違反を認めた。

【1－14】は、片側2車線の幹線道路に中央線のない道路が接続しているT字路交差点において、塾からの帰宅途中に幹線道路を横断していた未成年者A（13歳・中学1年生）運転の自転車と同道路の第2車線を直進中のX運転の自動二輪車とが出合い頭に衝突した事故である。

裁判所は、親権者Y₁Y₂の責任について、学習塾における授業の終了後にAが自宅に帰宅するためには、必ず夜間に幹線道路であり交通量の多い事故現場の道路を横断しなければならないことをY₁Y₂が認識していたことを理由に、「Y₁Y₂としては、Aが、学習塾か

ら自宅に帰宅する際には、信号機による交通整理が行われている交差点を信号表示に従って本件道路を横断するか、仮に本件事故現場の付近のように信号機による交通整理が行われていない場所を横断する場合には、夜間であることから、本件道路を通行する車両の有無及び動静についてとりわけ注意して横断するように指導監督すべき義務を負っていたというべきである。」とした。

そして、Aが、信号機による交通整理が行われていない事故現場付近を、X運転車両の有無及び動静を十分に注意することなく横断したという義務違反の内容は、「単なる不注意というにとどまらず、本件事故現場付近のような危険な場所を横断しようとしたという点では意図的である」ことや、信号機による交通整理が行われている交差点を横断したとしても遠回りとなるものではなく、事故当時Aが事故現場付近を横断すべき事情は特段なかったことを理由に、Y₁Y₂の監督義務違反を認めた。

【1-10】及び【1-14】の裁判例は、いずれも親権者に交通事故3類型の事故現認、事故・違反歴認識、体調不良認識という事情は認められない。

また、いずれの事案も、親権者に未成年者が特に危険な走行をしているという認識があったという事情は認定されていない。【1-10】では、事故当時、未成年者が住宅街中の道路を「鬼ごっこ」をしながら自転車で行っていたという事情があるが、親権者は事故以前から未成年者が「鬼ごっこ」をしていたことを把握していなかったと認定されている。【1-14】では、事故当時、未成年者が幹線道路の信号機による交通整理の行われていない場所を横断していたという事情があるが、事故以前に未成年者が信号機による交通整理の行われていない場所を横断していることを親権者が認識していたか否かについては認定されていない。

親権者が認識していたのは、未成年者が夜間の塾帰りに事故の危険性が比較的高い道路を自転車で走行していることであり、未成年者が危険な走行をしていたことまで認識していたものではないが、具体的監督義務違反が認められている。

確かに、親権者が未成年者の自転車による危険な走行を認識していなければ予見可能性がなく具体的な監督義務を導くことができないと結論付けるのは妥当ではない。注意深く子を見守り行動を把握していた親ほど事故が起きた時には責任を負うことになるという結果になりかねず、被害者にとって親権者の認識の立証は困難であることにも鑑みると、親権者が未成年者の危険な走行を容易に認識可能であるか、監督義務を負う親権者として通常把握すべき状況であったかという点が問題とされるべきである。

【1-10】では未成年者が12歳（小学6年生）、【1-14】では13歳（中学1年生）という責任無能力者に近い低年齢であり、夜間に塾から自宅という特定の経路がある程度の頻度で走行していると考えられる状況から、その走行経路に事故発生の高危険性が道路が含

まれているのであれば、親権者は事故発生の可能性を予見して、塾帰りの走行経路や走行状況を把握すべきであるという判断がなされたものとみられる。

自転車は、運転免許を取得することなく年齢を問わず運転することができ、自転車運転に対する技能や知識を確認する仕組みも設けられていない。そのため、交通ルールや運転方法の指導について幼少期からの家庭での指導に期待せざるを得ない面が大きいため、年少の未成年者の親権者に対して、結果発生の予見可能性を緩やかに判断する裁判例の方向性は認められてよいものと考えられる。

(2) 親権者の不法行為責任を否定した裁判例

親権者の不法行為責任を否定した裁判例10件は、【1-1】から【1-7】【1-9】【1-11】【1-13】である。

ア 昭和50年代の裁判例では、一般的監督義務違反を問題にしているものが2件あるが、監督義務違反を否定（【1-2】）又は相当因果関係を否定（【1-1】）して不法行為責任を認めていない。

イ 具体的監督義務違反を問題にしている裁判例では、具体的主張立証がない、又は事故惹起の具体的な危険性を予見可能である等の特別の事情が認められないとして親権者の責任を否定し、具体的事情を認定していないものもある（【1-6】【1-11】【1-13】）。

具体的な事情を認定している裁判例は、未成年者に事故歴がなく事故前の未成年者の運転状況や生活状況について特に問題がみられないことを理由とするもの（【1-4】【1-7】【1-9】）、未成年者の過失の態様が通常範疇から外れるものでないことを理由とするもの（【1-3】【1-4】【1-7】）、自転車の危険性の低さや未成年者の自転車運転への慣れを理由とするもの（【1-5】）がある。

過失の態様については、親権者の不法行為責任を否定した事案の中に歩道上の事故が4件あるが（【1-4】【1-5】【1-6】【1-9】）、責任肯定事案の【1-12】のように歩道走行の過失を重くみている事案はない。逆に、自転車通行禁止の歩道上の事故の事案においても、「成人であっても自転車の通行禁止場所を自転車に乗車して通行することは、全く考えられない事態ではなく、それ自体をとりわけ重大な過失と評価できない」と判断しているものもある（【1-4】）。

事案によって過失の評価が分かれているが、自転車の歩道通行による通行区分違反（道交17条1項等）及び自転車の歩道通行時の通行方法違反（道交63条の4第2項）については、平成25年6月の道路交通法改正（平成27年6月1日施行）により危険行為を反復して行った自転車運転者に対する自転車運転者講習の仕組みが設けられ（道交108条の3の4）、危険行為として定められた14の行為（道交施行令41条の3）にこれらの違反が含まれている。そのため、14項目の危険行為に該当する交通違反がある事故については、現在は事故

発生の危険性の高い行為と評価されることになるものと思われる。

2 原動機付自転車事故に関する裁判例

原動機付自転車事故に関する裁判例として取り上げるのは、別表2「原動機付自転車事故裁判例」の【2-1】から【2-8】の8件である。

親権者の不法行為責任を肯定した裁判例は5件、否定した裁判例は3件である。

運転者である未成年者の年齢は、親権者の不法行為責任を肯定した裁判例では、15歳2件、16歳2件、17歳1件であり、親権者の不法行為責任を否定した裁判例では、16歳2件、18歳1件である。

不法行為責任を肯定した裁判例、否定した裁判例いずれにおいても親権者の具体的監督義務違反を問題にしているとみられる。

(1) 親権者の不法行為責任を肯定した裁判例

親権者の不法行為責任を肯定した裁判例5件は、【2-1】【2-2】【2-4】【2-5】【2-7】である。

いずれの裁判例も交通事故3類型では、事故・違反歴認識の類型に該当する事案である。

ア 【2-1】【2-2】【2-7】は、未成年者が無免許運転により事故を起こした事案である。

【2-1】【2-2】では、親権者が未成年者の無免許運転を認識していたことが認定されている。

また、【2-7】は、未成年者A（15歳・中学3年生）が親権者所有の原動機付自転車を持ち出して、深夜に無免許かつ3人乗りで走行していた事案であり、裁判所は、無免許運転についての親権者の認識については判断していないが、Aが時々友人らに呼ばれて深夜外出していたことを親権者が認識していたと認定し、事故前からAが当該事故のような交通事故を起こす蓋然性があり、親権者がこれを予見することが可能であったと認定している。

イ 【2-4】は、未成年者A（17歳・就労中）が原動機付自転車を2人乗りし、交差点での衝突事故を起こした事案である。

事故当時、Aは住み込みで稼働しており、親権者と別居していた事案であるが、休日は実家に帰っており、事故当時運転していた原動機付自転車は実家に保管され、未成年者が実家で遊びに出る際に使用していたこと、ナンバープレートが取り外され、親権者はこれを用いて無謀運転が行われることを容易に知り得る状況にあったと認定されている。

ナンバープレートが取り外され、これを親権者が認識していたことが重視されている。

ウ 【2-5】は、未成年者A（16歳・高校2年生）が深夜に友人から借りた前照灯の灯火し

ない原動機付自転車を取り返し、歩行者・自転車専用道路を歩行中のXと衝突し、衝突後事故現場から立ち去ったという事案である。

裁判所は、Aが中学の頃から夜中に喫煙し、高校2年生の夏ころからシンナーを吸ったり、バイク2人乗りによるひたくりや無免許でのバイク運転等をしたりするようになり、夜遊びが常態化していた事実を認定し、「Aによる夜遊びが常態化していたことと本件事故の発生との間には密接な関係があり、その夜遊びの是正を親としてなしえなかったことと本件事故の発生による亡Xの死亡との間には、社会通念上相当な因果関係があるというべき」とした。

未成年者の夜遊びが常態化していたことが重視されており、事故が発生したのは未成年者が運転免許を取得した後であるが、未成年者の夜遊び中の行動の中にバイク2人乗りによるひたくり等の車両を使用した違法、危険行為が含まれていることから、夜遊びの常態化と事故の発生との間に密接な関係があるという認定がなされたものとみられる。

(2) 親権者の不法行為責任を否定した裁判例

親権者の不法行為責任を否定した裁判例3件は、【2-3】【2-6】【2-8】である。

ア 【2-3】【2-6】は、未成年者に違反歴、事故歴がないことが重視されており、交通事故3類型のいずれの事情も見当たらない事案である。

イ 【2-8】は、未成年者A（16歳・高校1年生）が深夜に飲酒して2人乗りで原動機付自転車を運転して転倒事故を起こし、同乗者Xが負傷した事案である。

裁判所は、Aが深夜に飲酒した上で2人乗りをし、運転上必要な注意を怠って交通事故を起こすことについて親権者Y₁Y₂が具体的に予見することは困難だったとして、Y₁Y₂の不法行為責任を否定した。

Aが、事故前に度々夜遊びや飲酒をし、事故当時運転していた原動機付自転車で交通違反をしたこともあると認定されているが、Aについて高校や警察から注意、補導されるような非行事実が明らかになっていたことがなく、交通違反がY₁Y₂に明らかになった事情もうかがわれない点が重視されている。原動機付自転車の購入（Y₂が費用を立替）についても、アルバイトへの通勤等の目的であり、高校でこのような使用は禁止されておらず、非行を誘発・助長するものであったとは認め難いとされた。

事故前に夜遊び、飲酒、交通違反等の親権者の予見可能性に結びつく事情が認められるが、親権者が事故を予見することが困難だったとしている点が特徴的である。未成年者が16歳の高校1年生であったことからすると親権者が把握すべき状況であったとも考えられる。

本事案では、被害者が、未成年者とともに飲酒し、2人乗りが禁止されている原動機付自転車に2人乗りをしていたという事情があり、親権者は、事故当日未成年者から被害者の自宅に泊まる予定であるとの連絡を受けていた。このような事故前の経緯や、被害者が

交通違反や危険性を承知で同乗していたことが親権者の不法行為責任の判断に影響を与えているものとみられる。

3 自動二輪車事故に関する裁判例

自動二輪車事故に関する裁判例として取り上げるのは、別表3「自動二輪車事故裁判例」の【3-1】から【3-24】の24件である。

運転者の親権者の不法行為責任について、肯定した裁判例は13件、否定した裁判例は10件である。運転者である未成年者の年齢は、親権者の不法行為責任を肯定した裁判例では、16歳7件、17歳3件、18歳3件であり、親権者の不法行為責任を否定した裁判例では、16歳5件、17歳4件、19歳1件である。

また、同乗者等の親権者の不法行為責任について、これを肯定した裁判例が1件、否定した裁判例が1件ある。

(1) 運転者の親権者の不法行為責任を肯定した裁判例

運転者の親権者の不法行為責任を肯定した裁判例は13件である。

ア 親権者の不法行為責任を認めた裁判例のうち、親権者の一般的な監督義務違反を問題にしているとみられる裁判例は、【3-1】【3-4】【3-8】【3-17】の4件である。

いずれの裁判例も、未成年者は自動二輪車の運転免許保有者であるが、年齢が16歳であり、免許保有者の中では最も若年の運転者による事故の事案である。

これらの裁判例のうち【3-4】は、親権者が未成年者の遵法精神を十分に養うことができなかったこと等の一般的な監督義務違反により不法行為責任を認めているとみられるが、未成年者に自動二輪車での交通違反歴を含む非行歴がある事案であるため、具体的監督義務違反を問題とした場合も、親権者の監督義務違反が認められる事案であったものと考えられる。

【3-1】【3-8】【3-17】は、いずれも運転者が16歳の高校2年生で、免許取得後から事故発生までの期間が短く（【3-1】では3か月余り、【3-8】では約2か月半、【3-17】では20日未満）、いずれも被害者死亡という重大な結果が発生している点が共通している。

【3-1】は、未成年者の運転経験が3か月余りに過ぎなかったこと、親権者は、未成年者が親権者の反対にもかかわらず加害車両を購入し、遊びの目的で乗り回していたのを放任し格別運転について嚴重な注意を与えたことはなかったこと、事故当日も昼間に比べ危険の多い夜間必要もないのに加害車両を運転することを制止するなり、安全運転についての注意を喚起するなど事故発生を防止するための監督義務を尽くすべきであったのに措置を講じた形跡がないこと等から、監督義務を怠った過失があったとした。

【3-8】【3-17】は、事故の回避可能性に言及されているものの、予見可能性につい

での判断は示されず、自動二輪車が不注意によって他人を死傷させる可能性のある乗り物であることを重視して、その入手及び使用について親権者に厳重な監督義務が認められている。

これに対して、親権者の監督義務違反を否定する裁判例の中には、自動二輪車の危険性については、それ自体は危険な道具ではないとする裁判例（【3-12】）や、自動二輪車の運転行為が直ちに危険性を有するものではないとする裁判例（【3-24】）もある。

自動二輪車は人身事故の危険性のある乗り物であるが、一定年齢以上の未成年者の免許取得が認められているのであるから（道交88条参照）、未成年者の自動二輪車の運転について、親権者に一般的に厳重な監督義務を負わせるのは責任の範囲が広すぎるものと考えられる。

イ 親権者の具体的な監督義務違反を問題にしているとみられるのは、【3-3】【3-6】【3-9】【3-10】【3-11】【3-13】【3-14】【3-19】【3-22】の9件である。

このうち交通事故3類型では事故・違反歴認識の類型に属する事案が8件あり、無免許運転認識の事案（【3-13】）、無免許運転以外の違反歴・危険運転認識の事案（【3-3】【3-6】【3-9】【3-10】【3-14】【3-19】【3-22】）、交通事故歴認識の事案（【3-6】【3-14】）がある。

これらの裁判例は、親権者が事故・違反歴を認識していることが明らかな事案がほとんどであるが、認識が可能であったことを理由とするものもある。【3-3】は、親権者が危険運転に気付かなかつたと認定したものの、友人関係や学校での謹慎処分歴等をあげて、高速度で暴走するなど極めて危険な運転をしがちであることは十分に予測できたものというべきであるとしており、【3-10】は、違反歴を親権者が認識していないと認定されたものの、未成年者の年齢、性格からして無謀運転、暴走行為に及ぶおそれが大であることを容易に認識しえたとして認定している。

また、交通事故3類型に当てはまらない事案である【3-11】は、未成年者A（16歳・就労中）が車検証や自賠責保険の有効期間の切れた自動二輪車を運転して事故を起こした事案であり、親権者Y₁Y₂は、Aが友人の自動二輪車をたびたび乗り回していたことを知っており、さらにY₂はAが車検証や自賠責保険の有効期間の切れた自動二輪車を購入したことを知っていたと認定されている。公道走行禁止の自動二輪車を保有していることを親権者が認識しており、事故・違反歴認識の類型に近い事案といえる。

(2) 運転者の親権者の不法行為責任を否定した裁判例

運転者の親権者の不法行為責任を否定した裁判例は10件である。

親権者の不法行為責任を否定した裁判例は、いずれも具体的監督義務違反を問題としている。親権者の不法行為責任が否定された理由を大別すると、監督義務違反を肯定できるだけの

事実の主張、立証がないとするもの（【3-5】）、事故前に事故・違反歴等の危険運転の兆候がなかったことを重視したとみられるもの（【3-2】【3-15】【3-20】【3-21】）、事故・違反歴があるものの違反内容や過失の態様の違いから事故の予見可能性等を否定したとみられるもの（【3-7】【3-18】【3-23】【3-24】）、事故を回避し得る措置があったといえないことを理由とするもの（【3-12】）がある。

ア 以上のうち、事故・違反歴があるものの違反内容や過失の態様の違いから事故の予見可能性等を否定したとみられるものは、㊦事故・違反歴があるものの交通事故を起こす蓋然性が高い状況にあったとは認定できないことを理由に予見可能性が否定されたとみられる事案と、㊧違反歴があり交通事故を起こす蓋然性は高かったものの事故における未成年者の過失の態様が過去の違反の内容とは異なることから予見可能性を否定するものがある。

前者（㊦）に該当するものは、違反歴が進入禁止違反による反則金支払1回であるもの（【3-7】）、違反歴が事故の約5か月前のベルト装着義務違反であるもの（【3-23】）、事故1か月前の事故歴がもっぱら相手方当事者の過失によるもの（【3-18】）である。

後者（㊧）に該当する【3-24】は、未成年者Aが運転する2人乗りの自動二輪車が、カーブを曲がり切れずに路外に逸脱して川に転落し、同乗者が負傷した事案である。

裁判所は、Aが中学生の頃から原動機付自転車や自動二輪車の無免許運転をしていたこと、原動機付自転車を窃取して鑑別所に入所したことがあること、2人乗りや蛇行運転等をしていたこと等を認定したが、Aの過失の態様がカーブ通過時のハンドルやブレーキ操作ミスであることが重視され、無免許運転や蛇行運転等の危険行為によるものではないことを理由に予見可能性及び親権者の監督による事故防止の蓋然性を否定している。

親権者の予見可能性を判断する上で、未成年者の過去の違反行為と当該事故の過失の態様との同種性を厳格に判断している。

イ 事故を回避し得る措置があったといえないことを理由とするもの（【3-12】）は、暴走族に加入している未成年者A（17歳・無職）が窃取した自動二輪車による暴走行為中に事故を起こし、親権者Y₁Y₂の不法行為責任が問われた事案である。

裁判所は、Aが暴走族に加入し無免許で自動二輪車を運転する等して暴走行為に参加していたこと、事故当時Aは窃盗（学校荒し）による保護観察中であったこと、Y₁Y₂はAが何回も無免許で自動二輪車を運転しているのを目撃し、その都度口頭で注意していたこと等を認定し、Y₁Y₂は、Aが無免許で自動二輪車を運転するという第三者に危害を加えるおそれのある態様で運転する傾向を有していることを知るに至ったものというべきであるとしたが、Y₁Y₂が、Aに対し、Aが無免許運転をしているのを目撃する都度口頭で注意しており、既に17歳に達し、事故を惹起する10日前に家を出て友人のところを泊まり歩いていたAに対し、Aが共同暴走行為に加わることを抑止し得る措置があったといえる事

実関係は、全証拠をもってしても認めるに足りないとした。

未成年者が17歳で、家を出ているといっても10日程度の期間であるため、親権者が果たすべき監督義務が子の無免許運転を目撃したときに口頭で注意する程度で足り、それ以上に回避し得る措置がないといえるのかについては、逆の結論になることも十分考えられる事案であると思われるが、本事案では厳格な認定が行われている。

(3) 同乗者等の親権者の不法行為責任に関する裁判例

同乗者や共同暴走行為参加者の親権者の不法行為責任については、共同暴走行為の事案について、肯定した裁判例が1件（【3-16】）、否定した裁判例が1件（【3-12】）ある。

肯定した裁判例【3-16】は、同乗者（15歳・中学3年生）が、事故当時運転者（中学3年生）が運転していた自動二輪車の所有者であり、後部座席に同乗して運転者とともに無免許での暴走行為を行っていたと認定されており、同乗者に無免許運転歴や自動二輪車3人乗りでの事故歴がある事案である。

否定した裁判例【3-12】は、運転者の親権者についても回避措置がないとして監督義務違反を否定しており、同乗者及び共同暴走行為参加者の親権者については共同暴走行為の認識及び予見可能性が認められないとしている。

4 自動車事故に関する裁判例

自動車事故に関する裁判例として取り上げるのは、別表4「自動車事故裁判例」の【4-1】から【4-38】の38件である。

運転者の親権者の不法行為責任については、肯定した裁判例が11件、否定した裁判例が26件である。

運転者である未成年者の年齢は、親権者の不法行為責任を肯定した裁判例では、16歳3件、17歳5件、18歳3件である。一方、親権者の不法行為責任を否定した裁判例では、18歳12件、19歳12件、不明2件（いずれも運転者は免許取得者のため18歳以上）である。自動車事故については、運転者である未成年者の年齢と親権者の不法行為責任との間に明確な関連性がみられる。検討した38件の裁判例のうち運転者が運転免許取得可能年齢に達していない16歳及び17歳の事案8件では、いずれの裁判例においても親権者の不法行為責任が肯定されている。一方、運転者が18歳及び19歳の事案では親権者の不法行為責任を肯定する裁判例は少ない。運転者が18歳あるいは19歳の事案29件（運転者の年齢不明であるが18歳以上の2件を含む）のうち、親権者の不法行為責任を肯定しているのは3件（いずれも運転者の年齢は18歳）のみである。このうち2件は無免許運転の事案であるため、免許取得者の交通事故の事案において親権者の不法行為責任を肯定しているのは1件のみである。

また、同乗者等の親権者の不法行為責任について、同乗者の親権者について肯定した裁判例

が1件、否定した裁判例が3件、同乗者以外の危険運転行為関与者のうち一部の者の親権者について肯定した裁判例が1件ある。

(1) 運転者の親権者の不法行為責任を肯定した裁判例

運転者の親権者の不法行為責任を肯定した裁判例は11件であり、このうち10件が無免許運転の事案である。

ア 親権者の不法行為責任を認めた裁判例のうち、親権者の過失を一般的な監督義務違反と捉えているとみられる裁判例は、【4-1】【4-27】の2件である。【4-1】は、無免許運転が事故の直接の原因ではないとされた特殊な事案であるが、【4-27】は、事故以前に未成年者が原動機付自転車の無免許運転の疑いにより警察から注意を受け、親権者も交番に呼ばれていたという事情があり、親権者が管理していた自動車の鍵を未成年者が持ち出し無免許運転をして事故を起こした事案であるため、具体的な監督義務違反を要求する見解においても、監督義務違反が肯定されたものと考えられる。

イ 親権者の過失を具体的な監督義務違反と捉えている裁判例は9件であり、そのうち8件が無免許運転の事案であり、交通事故3類型のうち事故・違反歴認識の類型に該当する。その他の1件は、体調不良認識の類型に該当する事案である。

無免許運転の事案では、親権者が過去の未成年者の無免許運転を認識していたと認定されている事案（【4-3】【4-9】【4-13】【4-29】【4-32】）、無免許運転を認識していたとは認定されていないものの無免許運転による予見可能性が認められている事案がある（【4-15】【4-35】【4-37】）。

親権者が未成年者の過去の無免許運転を認識していたと認定されていないものの無免許運転による事故の予見可能性が認められている事案は、共同親権者の一方が無免許運転を認識していたという事情があるもの（【4-15】）、未成年者に原動機付自転車での暴走行為その他の非行歴があり、暴走行為については親権者が警察から指導するよう連絡を受けていたという事情や事故前に未成年者の夜遊びがひどくなっていたという事情があるもの（【4-35】）、未成年者がかつて集団で暴走行為を繰り返すグループに所属し、グループ解散後も同グループの構成員との交友を続け、事故前は昼夜問わず遊び耽って外泊の頻度が増加していた等の事情があるもの（【4-37】）である。

また、体調不良認識の類型に属する1件（【4-33】）は、未成年者Aは事故の約1か月前に自動車の運転免許を取得したばかりであるが、右足親指を骨折後、親権者の教示により左足でアクセル及びブレーキを操作することを覚え、左足で操作する方法で運転し、親権者もこれを容認していた事案である。

(2) 運転者の親権者の不法行為責任を否定した裁判例

運転者の親権者の不法行為責任を否定した裁判例は26件である。

親権者の不法行為責任を否定している裁判例の中には、具体的な主張や立証がないこと等の簡潔な理由付けで責任を否定しているもの（【4-2】【4-8】【4-16】【4-18】【4-19】）、親権者が海外に単身赴任中であるという生活状況から監督義務違反を否定しているもの（【4-24】）もあり、これらの裁判例が監督義務違反の内容をどのように解しているかは明らかではない。

その他の20件の裁判例は、具体的な監督義務違反の有無を判断しているものとみられる。

この中には、未成年者の運転による事故・違反歴、危険運転歴等の事故発生の予見可能性を認定できるだけの事情がないものもあるが（【4-7】【4-11】【4-14】【4-17】【4-22】【4-25】【4-26】【4-31】）、事実認定において事故・違反歴等（検挙されていない違反も含む）が認定されているものの過去の違反の態様や事故の経緯から予見可能性を否定又は予見可能性について判断することなく監督義務違反を否定したもの（【4-4】【4-5】【4-10】【4-12】【4-20】【4-21】【4-23】【4-28】【4-30】【4-34】【4-36】）、事故の予見可能性を肯定したが監督義務違反を否定したもの（【4-38】）もある。

ア 事故・違反歴等があるものの予見可能性を否定又は予見可能性について判断することなく監督義務違反を否定している事案は12件あるが、未成年者が19歳の事案においては、成人に近いことや19歳であることが監督義務違反を否定する理由にあげられているものが多い。

過去の違反歴等については、非行歴はあるが交通違反歴はないとするもの（【4-30】）、交通違反歴があるが事故につながるような危険性のある違反歴ではないとするもの（【4-12】【4-28】）、同種の交通違反歴はないとするもの（【4-5】）、無免許運転歴があるが事故前に運転免許を取得していたもの（【4-4】）等があり、過去の違反と事故時の過失の態様との違いを指摘しているものが多い。同種の違反歴があるが監督義務違反を認定できないとしたもの（【4-10】【4-21】）もあるが、【4-10】は原告が民法714条責任のみを主張していたものとみられ、理由付けの中で民法709条の責任についても述べられている事案であるため参考にならず、【4-21】は、非行歴や交通違反歴についての親権者の認識の範囲や監督状況が不明であることを理由とするが、被害者である同乗者とともに未成年者がシンナーを吸引した後の運転中の事故であり、被害者が交通違反や危険を承知で運転を委ね、同乗したことが影響を与えているものとみられる。

また、事故の予見可能性等を否定する理由として、未成年者が出かけた際の状況から他の者が運転すると親権者が認識していたことを挙げるもの（【4-5】【4-20】）、不具合のある改造車である未成年者運転車両は被害者（同乗者）の父である原告が被害者に買入与えた車両であるという事情を重視しているもの（【4-23】）、未成年者が親権者と同居して生活していないことを重視しているもの（【4-34】）、オートマチック限定の運転免許を取得した未成年者がマニュアル車を運転することまでは予見できないとするもの（【4-36】）

もある。

イ 予見可能性を肯定したが監督義務違反を否定した裁判例（【4-38】）は、未成年者A（18歳・就労中）が、法定最高速度違反のスピードで普通乗用自動車を運転して路外の電柱に衝突し、同乗者Xが死亡したという事案である。

裁判所は、Aは、事故の約2か月前に速度違反を理由として交通短期保護観察の決定を受けたが、同決定後も速度違反を繰り返し、親権者Yもこれを認識していたと認定したが、Aは事故当時18歳8か月と成年に近い年齢であり、かつ、会社員として就労していたことから、Yが親権者としてAに及ぼし得る影響や監督すべき程度は大きいとはいえないこと、車両はAの所有であり通勤のためにも使用していたことから、Yが口頭による注意等によって働きかける以上に、車両の鍵を取り上げ、管理する等の法的義務を負っていたということとはできないとし、口頭で注意をしていたことが認められるとして、Yに監督義務違反があったと認めることはできないとした。

同種の交通違反歴がある事案であるが、未成年者の年齢や就労状況から、親権者の及ぼし得る影響や監督すべき程度を判断し、親権者に求められる監督の内容を具体的に判断した上で、監督義務違反が否定されており、平成18年最判における結果回避可能性及び結果回避のために親権者が取り得べき手段の有無についての判断と同様の枠組みで判断されている。

(3) 同乗者等の親権者の不法行為責任に関する裁判例

同乗者や危険運転行為関与者の親権者の不法行為責任については、同乗者について肯定した裁判例が1件（【4-35】）、同乗者について否定した裁判例が3件（【4-6】【4-32】【4-37】）、同乗者以外の危険運転行為関与者のうち一部の者について肯定した裁判例が1件（【4-32】）ある。

いずれの裁判例においても同乗者又は危険運転行為関与者の過去の非行の内容、同種の交通違反歴の有無、事故前の生活状況等から親権者の予見可能性の有無等が判断されている。

第5 おわりに

以上の交通事故に関する裁判例の分析から、交通事故の裁判例における親権者の不法行為責任の判断の状況を概括すると以下のとおりである。

1 判断の状況

まず、民法709条の要件の捉え方については、ほとんどの裁判例においては、平成18年最判以前から、監督義務者である親権者の過失は、具体的監督義務違反であると捉えられており、一般の民法709条の要件と同様の枠組で判断されている。

未成年者の年齢にかかわらず、不法行為の要件を緩和し一般的監督義務違反のみで親権者の不法行為責任を認めている裁判例は一部にとどまる。

もっとも、具体的監督義務違反を要件とした上で、現実の予見可能性等の認定については、緩やかに認定をしているものがあり、特に、12～13歳の年少の未成年者の自転車事故の事例においてその傾向がみられ、交通事故3類型に属しない事案においても具体的監督義務違反が認められている。

自転車運転は、運転免許制度がなく、交通ルールや運転方法の指導について幼少期からの家庭での指導に期待せざるを得ない面が大きいことから、年少の未成年者の親権者に対して、結果発生の予見可能性を緩やかに判断する方向性は認められてよいと考えられることは既に述べたとおりである。

原動機付自転車、自動二輪車及び自動車の事故の事案において、具体的な監督義務違反を認めている事案は、交通事故3類型の事故・違反歴認識の類型に属する事案がほとんどであり、交通事故3類型に該当する事情、少なくともこれに類する事情が認められなければ親権者の不法行為責任が認められていない傾向にある。

一方、交通事故3類型に該当する事情がある事案においても、必ずしも親権者の監督義務違反が認められているものではない。過去の交通違反の内容から事故発生の危険性が高いとはいえない場合、過去の違反内容と当該事故における過失の態様とが異なる場合、親権者にとり得る回避措置がない場合等については、親権者の監督義務違反が否定されている事案がある。

裁判例によって、具体的な判断は分かれており、統一的な基準の定立は困難であるが、過去の非行歴、違反歴、当該事故の過失の態様、未成年の子の年齢、生活状況、就労状況、事故当時未成年の子が運転をした経緯等の事情をもとに判断されることになる。

2 判断に影響を及ぼしている事情

親権者の不法行為責任の認定において、子の年齢、親権者との同居の有無、事故の相手方の過失の大きさ等の事情がどの程度考慮されているかについて概括する。

(1) まず、未成年の子の年齢については、成人に近い年齢の事案においては親権者の不法行為責任を否定する傾向が、これに対して責任無能力者に近い年齢の事案においては親権者の不法行為責任を肯定する傾向が顕著にみられる。

未成年の子が19歳の事案（自動二輪車事故1件、自動車事故12件）では、非行歴、交通違反歴の有無にかかわらず、親権者の不法行為責任を認めた裁判例はなかった。18歳の事案においても監督義務違反を否定する理由として成人に近い年齢であることを指摘する裁判例がある。

一方で、未成年の子が12歳から13歳の自転車事故の事案においては、親権者の不法行為責任を肯定するものが多く、予見可能性等が緩やかに認定されている。

なお、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車の事故についても未成年の子の年齢が低いほど親権者の不法行為責任が認められている事案が多いが、これは未成年の子の年齢が低い

事案は無免許運転の事案が多いためであると考えられる。

- (2) また、未成年の子と親権者との同居状況については、未成年の子と親権者とは別居している事案において別居している点が重視された裁判例と重視されていない裁判例とがある。

未成年の子と親権者とは別居している事案においては、未成年の子が18歳以上の場合は、18歳の子が会社の寮に入寮していた事案（【4-17】）、18歳の子が大学の寮で生活していた事案（【4-34】）、19歳の子の親権者が海外に単身赴任中であつた事案（【4-24】）において、別居していることが重視されて親権者の監督義務違反が否定されている。

一方で、16歳の子が叔父方で働き起居していた事案（【4-13】）、17歳の子が住み込み稼働中であつたが休日には実家に帰宅しており実家に保管されていた車両で事故を起こした事案（【2-4】）、17歳の子が兄の借家で生活していた事案（【3-10】）、17歳の就労している子が親権者方から約80mの祖母方に居住していた事案（【3-22】）、17歳の子（高校生）が母の親の所有する居宅で弟とともに生活し、母が行き来していた事案（【4-15】）、17歳の就労している子が親権者の元配偶者の下で生活していた事案【4-32】では、親権者の監督義務違反が肯定されており、未成年の子と親権者とは別居していることは結論に影響を与えていない。

未成年の子の年齢が16歳から17歳の事案と、18歳以上の事案とで評価が異なっているが、子の年齢によって親権者に期待される監督の程度が異なることに加えて、16歳から17歳の事案では未成年の子が親権者以外の親族と同居している事案や、未成年の子と親権者が定期的に交流している事案が多いため、親権者が未成年の子の生活状況を把握することが比較的容易であるという事情があるものと考えられる。

- (3) 事故の相手方（対歩行者事故の歩行者及び対車両事故の運転者）の過失が大きいことについては、親権者の不法行為責任の判断において考慮されていない。

親権者の不法行為責任が肯定されている事案の中には、相手方の過失割合が8割と認定された事案（【2-7】）、7割と認定された事案（【3-11】【3-19】）、6割と認定された事案（【1-14】【3-1】【3-9】）等の相手方の過失が大きい事案がある。

また、親権者の不法行為責任が否定されている事案においても、事故の相手方の過失が大きいことが監督義務違反や因果関係を否定する理由とはなっていない（【3-15】【3-18】）。

事故の相手方の過失の大小にかかわらず、未成年者の過失の態様によって親権者の監督義務違反の有無等が判断されているといえる。

3 おわりに

責任能力のある未成年者が起こした交通事故についての親権者の不法行為責任に関する裁判例の状況は以上のとおりである。

平成34年4月1日に施行される民法の一部改正により民法の成年年齢が18歳に引き下げられ

る。この法改正により、親が民法820条に基づき子の法定の監督義務者として責任を負うのは子が18歳未満の場合となり、親が子の不法行為について責任を負うのも子が18歳未満の場合に制限されることになると考えられる。もっとも、法定の監督義務を負わない場合においても民法709条に基づく責任追及は否定されるものではないため²⁶、裁判例において親権者の責任が肯定されている事案のある18歳の子の交通事故の事案等では法定の監督義務がなくとも親への責任追及が認められる方向になるのか、今後の改正の影響にも注目したい。

【別表1】 自転車事故裁判例

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
1-1	徳島地裁 昭和54年6月26日	交民12巻3号842頁	12歳 (中学1年生)	否定	信号機のある交差点において、未成年者A運転の自転車との衝突を避けようとして急ブレーキをかけたX運転の自転車が転倒し、Xが負傷した事故。 A信号無視。 午後4時頃の事故。 判決では、親権者の不法行為責任を否定したが、答弁書のAに不法行為が認められるならば親子の情愛としてXに対して責任をとる旨の記載を根拠に、Xの請求39万5,022円のうち慰謝料5万円とこれに対する遅延損害金を認容。
1-2	東京地裁 昭和58年4月28日	交民16巻2号585頁	14歳 (中学2年生)	否定	信号機のない交差点において未成年者A運転の自転車とX運転の交差道路から進行した自転車とが出合い頭に衝突し、Xが負傷した事故。 午後3時30分頃の事故。
1-3	東京地裁 昭和63年1月29日	交民21巻1号144頁	14歳 (中学2年生)	否定	信号機のない横断歩道上において、未成年者A運転の自転車と歩行者Xが衝突し、Xが負傷した事故。 A一時停止の道路標示を無視して進行。 午後4時頃の事故。
1-4	東京地裁 平成7年12月19日	交民28巻6号1773頁	15歳 (中学3年生)	否定	歩道上において、未成年者A運転の自転車と歩行者Xとが衝突し、Xが負傷した事故。 自転車通行禁止の歩道上において、A運転の自転車のハンドルがXに打ち当たった。 午後4時35分頃の事故。
1-5	東京地裁 平成8年7月29日	交民29巻4号1089頁	17歳	否定	歩道上において、未成年者A運転の自転車のハンドルが、対面歩行者Xのショルダーバックの肩ひもに引っ掛かり、Xが転倒し負傷した事故。 午後7時頃の事故。
1-6	大阪地裁 平成10年10月16日	交民31巻5号1536頁	17歳	否定	信号機のある交差点の横断歩道手前の歩道上において、未成年者A運転の自転車が歩行者Xに衝突し、Xが負傷した事故。 Aは、横断歩道を横断するため信号待ちをしていたXの前方をすり抜けようとして進行したところ、Xに衝突した。 午前11時15分頃の事故。
1-7	名古屋地裁 平成14年9月27日	交民35巻5号1290頁	14歳 (中学2年生)	否定	歩車道の区別のない道路において、未成年者A運転の自転車と対面歩行者Xとが衝突し、Xが負傷した事故。 A無灯火。 午後5時40分頃の事故。

²⁶ 潮見・前掲注21・433頁。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
1-8	東京地裁 平成19年5月15日	交民40巻3号644頁	13歳 (中学生)	肯定	信号機のないT字路交差点において、未成年者A運転の自転車とX運転の自転車とが衝突し、Xが負傷した事故。 右折しようとしたX運転の自転車に、同自転車の後方から道路の右側を直進してきたA運転の自転車が衝突。 A無灯火、相当速い速度で交差点に進入(但し、現場は照明により明るい場所)。 午後6時40分頃の事故。
1-9	大阪地裁 平成19年7月10日	交民40巻4号866頁	15歳 (中学3年生)	否定	歩道上において、未成年者A運転の自転車と歩行者Xとが衝突し、Xが死亡した事故。 A運転の自転車が歩道を歩いていたXに正面衝突。 A無灯火、歩道上を速めの速度で進行。 午後6時頃の事故。
1-10	東京地裁 平成22年9月14日	交民43巻5号1198頁	12歳 (小学6年生)	肯定	信号機のない交差点において、未成年者A運転の自転車と交差道路から進行したX運転の自転車とが出合い頭に衝突し、Xが負傷した事故。 午後7時5分頃の事故。 事故当時、Aは塾からの帰宅途中で、友人らと鬼ごっこをしながら帰っていた。 事故当時、親権者父母のうち父は単身赴任中。
1-11	大阪高裁 平成23年8月26日 (1審京都地裁 平成23年3月25日)	判タ1387号257頁	14歳 (中学2年生)	否定	路上において、未成年者A運転の自転車と歩行者Xとが衝突し、Xが負傷した事故。 A運転の自転車が路側帯に立っていたXに後ろから衝突。 A脇見運転。 午後6時40分頃の事故。
1-12	大阪地裁 平成27年1月29日	交民48巻1号198頁	13歳	肯定	歩道上において、未成年者A運転の自転車と歩行者Xとが衝突し、Xが負傷した事故。 A運転の自転車が、緩やかなカーブになっている道路の歩道上を走行し、車道を走行する友人の自転車と併走していたところ、歩道前方を歩行していたXの背部に衝突。 A歩道上を徐行せず走行。 午後4時25分頃の事故。
1-13	横浜地裁 平成29年3月29日	交民50巻2号337頁	14歳 (中学3年生)	否定	信号機のない交差点において、同方向から進行した未成年者A運転の自転車とX運転の自転車とが衝突し、Xが負傷した事故。 A運転の自転車が、先行直進していたX運転の自転車の右方を進行して追い越し、大回りしながら左折しようとして衝突。双方とも交差点手前の一時停止標識に従わず。 午後5時37分頃の事故。
1-14	大阪地裁 平成29年4月26日	交民50巻2号502頁	13歳 (中学1年生)	肯定	信号機のないT字路交差点において、幹線道路横断中の未成年者A運転の自転車と、同道路直進中のX運転の自動二輪車が出合い頭に衝突し、Xが負傷した事故。 X無灯火。 午後7時38分頃の事故。 Xの過失60%。 事故当時、Aは塾からの帰宅途中。

【別表2】原動機付自転車事故裁判例

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
2-1	岡山地裁 昭和52年3月22日	交民10巻2号403頁	16歳 (高校生)	肯定	未成年者A運転の原動機付自転車が大八車に積載されていた竹竿に衝突し、Xが死亡した事故。 A運転の原動機付自転車が大八車の後方に出ていた竹竿に衝突したことにより、大八車が旋回しながら前方へ押し出され、荷台付近にいたXが側溝内に転落。 A無免許。 午後6時20分頃の事故。
2-2	浦和地裁 昭和58年12月12日	判時1117号159頁 判タ528号282頁	15歳 (高校生)	肯定	通行区分帯のない道路において、未成年者A運転の原動機付自転車とX運転の自転車とが正面衝突し、Xが死亡した事故。 A無免許、前照灯が故障した車両を運転、速度違反(制限速度時速30kmの道路を時速50kmで走行)、救護義務違反。 午後6時5分頃の事故。 なお、本件ではA運転の原動機付自転車の所有者(16歳)及びその親権者に対する損害賠償請求も行われているが、親権者の不法行為責任は否定されている。
2-3	東京地裁 平成9年10月28日	交民30巻5号1530頁	16歳 (定時制高校生・就労中)	否定	未成年者A運転の原動機付自転車が道路の第1車線から第2車線に進路変更し、第2車線を直進中のX運転の普通乗用自動車と衝突し、X運転車両が損傷した事故。 午後8時30分頃の事故。
2-4	名古屋地裁 平成11年3月10日	交民32巻2号481頁	17歳 (就労中)	肯定	信号機のある交差点において、未成年者Aが運転しXが同乗する直進中の原動機付自転車と対向右折中の普通乗用自動車とが衝突し、Xが負傷した事故。 AとXは2人乗り、ヘルメット不装着。Aは制限速度を大幅に上回るスピードで走行。 午後10時35分頃の事故。 事故当時、Aは親権者と別居し、住み込みで稼働していたが休日は実家に帰っており、事故当時運転していた原動機付自転車は実家に保管され、ナンバープレートが取り外されていた。
2-5	大阪地裁 平成18年2月14日	交民39巻1号165頁	16歳 (高校2年生)	肯定	歩行者・自転車専用道路上において、未成年者A運転の原動機付自転車が前方を歩行していた歩行者Xに衝突し、Xが死亡した事故。 Aは他人から借りた前照灯の灯火しない原動機付自転車を運転、救護義務違反。 午前3時50分頃の事故。 なお、本件では、A運転の原動機付自転車の所有者(17歳)及びその親権者に対する損害賠償請求も行われているが、親権者の不法行為責任は否定されている。
2-6	東京地裁 平成22年9月30日	交民43巻5号1265頁	18歳 (予備校生)	否定	未成年者Aが原動機付自転車を運転しながらX運転の自転車を牽引して走行中、Xが転倒し、負傷した事故。 原動機付自転車を運転するAが、自転車を運転する友人Xを腕に掴まらせて牽引して走行していた。 午後8時50分頃の事故。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
2-7	名古屋地裁 平成27年3月27日	交民48巻2号454頁	15歳 (中学3年生)	肯定	<p>信号機のある交差点において、未成年者A運転の原動機付自転車と交差道路から進行したX運転の普通乗用自動車とが出合い頭に衝突し、X運転車両が損傷し、A及びA運転車両の同乗者が負傷した事故。</p> <p>Aは無免許で親権者所有の原動機付自転車を運転、3人乗り、ヘルメット不装着。Aは、事故当時、複数の仲間と共に複数の原動機付自転車を連ねて違法な走行をしていた。</p> <p>Xに信号無視の過失あり。</p> <p>午前4時頃の事故。</p> <p>Xの過失80%。</p>
2-8	横浜地裁 平成27年11月24日	交民48巻6号1390頁	16歳 (高校1年生)	否定	<p>未成年者A運転の原動機付自転車が転倒し、同乗者Xが負傷した事故。</p> <p>A飲酒運転、2人乗り。</p> <p>午前3時57分頃の事故。</p> <p>事故当時、原動機付自転車を運転していたのがAであるかXであるかが争われ、Aが運転していたと認定された。</p>

【別表3】自動二輪車事故裁判例

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
3-1	広島地裁呉支部 昭和49年3月29日	交民7巻2号463頁	16歳 (高校2年生)	肯定	未成年者A運転の自動二輪車が車道を横断歩行中の歩行者Xに衝突し、Xが死亡した事故。 Aの自動二輪車の免許取得から3か月余での事故。 午後9時頃の事故。 Xの過失60%。
3-2	東京高裁 昭和52年3月15日 (1審東京地裁 昭和51年1月23日 交民10巻2号328 頁)	交民10巻2号323頁	17歳 (高校生)	否定	未成年者A運転の自動二輪車とXが運転する普通乗用自動車(X車)との接触により、X車が損傷し、Aが負傷する等した事故。 Aが自動二輪車を運転し、前方のX車を追い越そうとしてその右側に出ようとしたところ、X車が前方に駐車中の車両を避けるために若干右側にふくらんで進行したため、接触した。 午後5時50分頃の事故。
3-3	福岡地裁小倉支部 昭和53年12月15日	判タ375号125頁	17歳 (高校3年生)	肯定	未成年者A運転の自動二輪車がX運転の原動機付自転車を追い越そうとしたところ、原動機付自転車が右側に移動してきたために衝突し、Xが死亡した事故。 A速度違反(制限速度時速30kmの道路を時速約45kmで走行)。 午後2時15分頃の事故。
3-4	長崎地裁 昭和53年12月25日	交民11巻6号1912頁	16歳	肯定	未成年者A運転の自動二輪車が、車道上のマンホール内で作業中の工事作業員Xに衝突し、Xが死亡した事故。 A飲酒運転。 午前1時12分頃の事故。
3-5	大阪地裁堺支部 昭和55年1月21日	交民13巻1号98頁	16歳 (高校1年生)	否定	信号機のない交差点において、未成年者A運転の自動二輪車と交差道路から進行したBが運転しXが同乗する普通貨物自動車とが衝突し、Xが負傷した事故。 午前7時40分頃の事故。
3-6	横浜地裁 昭和56年1月26日	交民14巻1号133頁	18歳 (就労中)	肯定	国道上の信号機のある交差点において、未成年者A運転の自動二輪車が横断歩道を歩行中のXに衝突し、Xが負傷した事故。 A信号無視。 Xの進路の歩行者用信号は点滅中か又はこれに近い赤。 午後5時30分頃の事故。
3-7	東京高裁 昭和57年7月21日 (1審横浜地裁 昭和55年6月27日 交民15巻4号869 頁)	判タ482号146頁 交民15巻4号862頁	16歳 (高校2年生)	否定	未成年者A運転の自動二輪車が車道歩行中の歩行者Xに衝突し、Xが負傷した事故。 Aが自動二輪車を運転し、前方を走行する自転車の右側を通過して追い越そうとした際に、同自転車が右に進路を変えたため自転車の左ハンドルを接触させ、右側に倒れながら自動二輪車を滑走させ、歩行者Xに背後から衝突した。 A速度違反(制限速度時速30kmの道路を時速約50kmで走行)。 午前7時55分頃の事故。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
3-8	大阪地裁 昭和58年2月25日	交民16巻1号253頁	16歳 (高校2年生)	肯定	未成年者A運転の自動二輪車が車道を歩行中の歩行者Xに衝突し、Xが死亡した事故。 Xは連れていた犬に引っぱられるようにして車道に出てきた。Aの自動二輪車の免許取得は事故の約2か月半前。 午後2時20分頃の事故。
3-9	東京地裁 昭和60年2月20日	交民18巻1号195頁	18歳 (予備校生)	肯定	信号機のある交差点において、未成年者A運転の自動二輪車が横断歩道上を歩行中のXに衝突し、Xが死亡した事故。 A速度違反(制限速度時速50kmの道路を時速約80kmで走行)。 被害者Xは、対面の横断歩行者用信号が赤色か、青色点滅から赤色に変わる直前横断を開始。 午後11時45分頃の事故。 Xの過失60%。 事故当時、親権者父母のうち父は単身赴任中。
3-10	長野地裁 昭和61年9月9日	判時1208号112頁	17歳	肯定	未成年者Aが運転しXが同乗する自動二輪車と普通乗用自動車とが衝突し、Xが死亡した事故。 高速で走行していたA運転の自動二輪車が、対向車線から自車の車線に向けて右転回してきたX運転の普通乗用自動車に衝突した。 午後5時45分頃の事故。 事故当時、Aは親元を離れて兄の借家で生活していた。
3-11	東京地裁 昭和62年6月30日	判時1243号62頁 交民20巻3号867頁	16歳 (就労中)	肯定	信号機のない交差点において、未成年者A運転の自動二輪車と交差道路から進行したX運転の原動機付自転車とが衝突し、Xが死亡した事故。 Aは見通しの悪い交差点に徐行せず進行。A運転の自動二輪車は、車検証、自賠責保険の有効期間切れの車両。 Xの進路の交差点手前に一時停止の標識あり、Xヘルメット不装着。 午前11時55分頃の事故。 Xの過失70%。
3-12	東京地裁 昭和63年10月18日	交民21巻5号1063頁	運転者A17歳 (無職) 同乗者B及び共同暴走行為参加者C Dいずれも17歳 (B無職、C D就労中)	A、B、C及びDの親権者いずれについても否定	未成年者Aが運転しBが同乗する自動二輪車が転倒し、横転したまま滑走して、タクシーを降りて道路の左側に立っていたXに衝突し、Xが死亡した事故。 Cが運転しDが同乗する自動二輪車との自動二輪車2台での共同暴走行為中の事故。 A運転車両は窃取した車両。 午前0時12分頃の事故。
3-13	名古屋地裁 昭和63年10月28日	交民21巻5号1136頁	16歳 (就労中)	肯定	信号機のある交差点において、未成年者Aが運転しXが同乗する自動二輪車と交差道路から進行した普通乗用自動車とが衝突し、Xが死亡した事故。 A無免許、信号無視。Aは事故当時警察車両の追跡を受け逃走していた。 午前0時40分頃の事故。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
3-14	浦和地裁 平成4年8月10日	交民25巻4号927頁	16歳 (就労中)	肯定	未成年者A運転の自動二輪車が暴走し、歩道上の歩行者Xに衝突し、Xが負傷した事故。 Aが、自動二輪車を急激に加速し、バランスを失って路上に転落した後、自動二輪車がそのまま暴走し歩道上を歩行中のXに衝突した。 午後9時10分頃の事故。
3-15	神戸地裁 平成5年2月10日	交民26巻1号193頁	17歳 (高校3年生)	否定	信号機のないT字型交差点において、未成年者A運転の自動二輪車が直進進行中、対向右折中のX運転の普通貨物自動車と衝突し、X運転車両が損傷し、Aが負傷する等した事故。 A運転の自動二輪車は事故当時自賠責保険の有効期間が切れていた。 X運転の右折車はいったん停止した後再発進。 午前8時10分頃の事故。 Xの過失90%。
3-16	岡山地裁 平成5年4月27日	交民26巻2号534頁	同乗者15歳 (中学3年生) *同乗者B及びその親権者に対する請求の事案。	同乗者の親権者について肯定	車道上において、亡A(中学3年生)が運転しBが同乗する自動二輪車と、X運転の原動機付自転車とが衝突し、Xが負傷した事故。 A運転の自動二輪車が先行車両を追い越すため対向車線に入り、制限速度40kmを大幅に超える高速度で暴走中、同一方向に向けて相当先を進行していたX運転の原動機付自転車が路外の店舗に入るため右折して反対車線に入り、衝突した。 AとBは、同じ暴走族に加入しており、事故前夜から交代で自動二輪車を運転して徘徊していた。 AとBはともに無免許。自動二輪車はBが購入した車両で、改造車。 午前6時30分頃の事故。
3-17	浦和地裁 平成6年3月1日	交民27巻2号306頁	16歳 (高校2年生)	肯定	信号機のない交差点において、未成年者A運転の軽二輪車と交差道路を進行中のX運転の原動機付自転車とが出合い頭に衝突し、Xが死亡した事故。 Aは2人乗り、一時停止の表示無視、時速57kmを超える速度で交差点に進入。Aの自動二輪車の免許取得から事故まで20日未満。 午後0時15分頃の事故。
3-18	神戸地裁 平成10年12月4日	交民31巻6号1856頁	17歳 (高校生)	否定	信号機のある交差点において、直進中の未成年者A運転の自動二輪車と対向右折中のX運転の原動機付自転車とが衝突し、Xが死亡し、Aが負傷した事故。 A速度違反(制限速度時速50kmの道路を時速80~90kmで走行)。 午後11時頃の事故。 Xの過失60%。
3-19	東京地裁 平成12年6月7日	交民33巻3号946頁	18歳	肯定	信号機のある交差点において、未成年者A運転の自動二輪車が横断歩道上を歩行者用信号赤色で横断している歩行者Xと衝突し、Xが負傷した事故。 A速度違反(制限速度時速40kmの道路を時速100km前後で走行)。Aは夜に友人らと集まって自動二輪車を運転していた。 午前1時15分頃の事故。 Xの過失70%。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
3-20	東京地裁 平成12年11月6日	交民33巻6号1802頁	16歳	否定	未成年者Aが軽二輪車（モトクロスバイク）で立入り禁止規制のある白バイ練習コース内を走行中、犬を散歩中の歩行者Xに衝突し、Xが負傷した事故。 A無免許。ライトの装備されていないモトクロスバイクでの午後6時頃の事故。
3-21	大阪地裁 平成14年9月30日	交民35巻5号1320頁	16歳	否定	信号機がなく横断歩道のないT字路交差点において、未成年者A運転の自動二輪車が道路横断中の歩行者Xに衝突し、Xが負傷した事故。 A速度違反（制限速度時速40kmの道路を時速約60kmで走行）。 午後10時40分頃の事故。
3-22	高松高裁 平成18年7月11日 （1審高知地裁 中村支部平成17年 11月28日）	判タ1280号313頁	17歳 (就労中)	肯定	信号機のない交差点において、先行するX運転の原動機付自転車が道路左端から弧を描くように右折進行していたところに、後方から直進した未成年者A運転の自動二輪車が衝突し、Xが死亡し、Aが負傷した事故。 A速度違反（制限速度の約2倍の時速約100kmで走行）、ブレーキをかけていない。 午後1時45分頃の事故。 Aは事故当時親権者と別居し、親権者宅から約80mの祖母方に居住していた。
3-23	千葉地裁 平成26年7月30日	自保1931号99頁	19歳	否定	信号機のある交差点において、右折中の未成年者A運転の2人乗りの自動二輪車と対向直進中のX運転の大型貨物自動車とが衝突し、双方の車両が損傷した事故。 午前0時50分頃の事故。
3-24	名古屋地裁 平成26年8月29日	交民47巻4号1096頁	16歳	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する2人乗りの自動二輪車が、カーブを曲がり切れず路外に逸脱して、川に転落し、Xが負傷した事故。 AとXはAの自動二輪車の免許取得後1年未満での2人乗り。A運転の自動二輪車は事故当時自賠償保険未加入。 午後5時37分頃の事故。

【別表4】自動車事故裁判例

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
4-1	千葉地裁佐原支部 昭和51年4月27日	交民9巻2号605頁	17歳 (就労中)	肯定	未成年者Aが、普通乗用自動車を運転し、カーブにおいて不用意なハンドル、ブレーキ操作したことにより自車を右斜め前方に滑走させ、対向してきたX運転の原動機付自転車に衝突し、Xが負傷した事故。 A無免許、無登録・無保険車運転、速度違反(制限速度時速60kmの道路を時速約80kmで走行)。 午後9時25分頃の事故。
4-2	京都地裁 昭和53年11月28日	交民11巻6号1717頁	18歳	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する普通乗用自動車、道路端にあるガードレールに衝突し、Xが負傷した事故。 A速度違反(制限速度時速40kmの道路を時速約70kmで走行)。 午後8時10分頃の事故。 A運転車両の所有者が、Xに賠償を行った後、A及びその親権者に対し支払額の2分の1を求償した事案。
4-3	浦和地裁 昭和54年2月8日	交民12巻1号180頁	18歳 (専門学校生)	肯定	未成年者A運転の普通乗用自動車と、Bが運転しXが同乗する普通乗用自動車とが衝突し、Xが負傷した事故。 A無免許。 午後3時10分頃の事故。
4-4	仙台地裁 昭和55年9月22日	交民13巻5号1184頁	19歳 (就労中)	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する普通乗用自動車が、橋の欄干に激突し、Xが死亡した事故。 A飲酒運転、速度違反(制限速度時速40kmの道路を時速約100kmで走行)。 午前0時25分頃の事故。
4-5	秋田地裁 昭和55年12月24日	交民13巻6号1669頁	19歳 (就労中)	否定	未成年者A運転の普通乗用自動車が、X運転の自転車に後方から衝突し、Xが死亡した事故。 A飲酒運転。 午前2時5分頃の事故。 事故当時、Aは、実家の市外で親権者と別居して生活していたが、実家に帰宅し飲酒した後に事故が発生した。
4-6	大阪地裁 昭和56年4月28日	交民14巻2号553頁	同乗者16歳 (就労中) *同乗者及びその親権者等に対する損害賠償請求の事案。	否定	未成年者A(17歳)が運転しBが同乗する軽四輪貨物自動車が、道路上に立っていたXに背後から衝突し、Xが負傷した事故。 A無免許、飲酒運転、救護義務違反。A運転車両は、Bの勤務先の業務に使用されていた車両で、Bが鍵を保管していた。 午前0時10分頃の事故。
4-7	鹿児島地裁 昭和56年5月28日	交民14巻3号646頁	運転者の年齢不明であるが免許を有するため18歳以上 (高校3年生)	否定	未成年者Aが運転する普通乗用自動車が、国道を横断中の歩行者Xに衝突し、Xが負傷した事故。 午前11時55分頃の事故。 事故当時、Aは親権者と同居しておらず、祖母と2人で暮らしていた。 なお、本件では、A運転の普通乗用自動車の所有者兼同乗者B(高校3年生)及びその親権者に対する損害賠償請求も行われているが、Bについては運行供用者責任のみ判断され同乗者としての責任は判断されておらず、Bの親権者の不法行為責任は否定されている。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
4-8	宇都宮地裁 昭和56年5月29日	交民14巻3号654頁	18歳	否定	未成年者AがXらを同乗させて普通乗用自動車を運転し、先行車追越のため対向車線に進入し、急加速とハンドル操作のため車体が左右に振れたのに狼狽し、急ブレーキをかけたため、自動車が滑走して右側路外に転落し、Xが死亡した事故。A仮運転免許のみ、速度違反(制限速度時速40kmの道路を時速70~80kmで走行)。午後5時35分頃の事故。Xの過失60%程度。
4-9	東京地裁 昭和56年11月12日	交民14巻6号1329頁	17歳 (就労中)	肯定	未成年者A運転の普通貨物自動車が、路外から第一車線を横切って第二車線に進行したX運転の普通乗用自動車に追突し、Xが負傷した事故。A無免許、飲酒運転、速度違反(制限速度時速50kmの道路を時速約60kmで走行)、救護義務違反。午後9時25分頃の事故。
4-10	横浜地裁 昭和59年7月19日	交民17巻4号953頁	18歳 (就労中)	否定	未成年者A運転の普通乗用自動車が、Xが借り受けている店舗の1階部分に衝突し、Xに物損をさせた事故。A無免許、飲酒運転。午前2時頃の事故。
4-11	東京地裁 昭和60年5月13日	交民18巻3号729頁	18歳 (就労中)	否定	未成年者A運転の普通貨物自動車が、信号待ちのために停車していたX運転の原動機付自転車に追突し、Xが死亡した事故。A居眠り運転。午前7時20分頃の事故。
4-12	佐賀地裁 昭和60年7月16日	交民18巻4号993頁	19歳 (就労中)	否定	未成年者A運転の普通乗用自動車が、停車中のタクシーに追突した後、同タクシーから下車して後部座席の同乗者を降車させようとしていたXに衝突し、XがA運転車両の下敷きとなり、負傷した事故。A救護義務違反。午前4時23分頃の事故。
4-13	盛岡地裁 昭和61年12月22日	交民19巻6号1715号 判時1224号104頁 判タ631号203頁	16歳 (就労中)	肯定	信号機のある交差点において、未成年者Aが運転する普通乗用自動車が、歩行者用青色信号に従い横断歩道を横断していた歩行者Xに衝突し、Xが死亡した事故。Aは事故当時警察車両の追跡を受け逃走していた。A無免許、飲酒運転、信号無視、速度違反。A運転車両は窃取した車両。午前0時23分頃の事故。Aは事故の約半月前から叔父の下で働き、叔父方で起居していた。
4-14	大阪地裁 昭和62年8月18日	交民20巻4号1056頁	18歳 (就労中)	否定	信号機のある交差点において、未成年者Aが運転する普通乗用自動車が、交差道路を進行したX運転の普通乗用自動車(タクシー)に衝突し、同自動車が損傷した事故。A信号無視。午前4時20分頃の事故。 1 審東大阪簡裁判決の控訴事件。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
4-15	浦和地裁 平成1年3月29日	判タ715号203頁	17歳 (高校生)	肯定	未成年者A運転の普通乗用自動車、前方に右折のために停車していたX運転の普通貨物自動車に追突し、その衝撃でX運転車両が対向車線に押し出され、同車線を進行してきた大型セミトレーラーに衝突し、X及びその同乗者が負傷した事故。 A無免許。 午後4時50分頃の事故。 親権者父母のうち、父のみに対する損害賠償請求。 Aは、事故当時親権者母の親の所有する居宅で弟とともに生活し、母が行き来していた。
4-16	浦和地裁 平成1年7月17日	交民22巻4号850頁	18歳 (高校3年生)	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する普通乗用自動車、道路沿いのブロック塀に激突し、Xが負傷した事故。 午後10時50分頃の事故。
4-17	横浜地裁 小田原支部 平成1年9月21日	判タ718号156頁	18歳 (就労中)	否定	未成年者Aが普通乗用自動車運転し、停車中の先行車を追い越すため対向車線に進入し、対向してきたX運転の自動二輪車に衝突し、Xが負傷した事故。 Aは仮運転免許での運転。 午前4時40分頃の事故。 Aは事故当時会社の寮で生活していた。
4-18	横浜地裁 平成1年9月28日	交民22巻5号1087頁	19歳 (専門学校生)	否定	未成年者AがXを同乗させて普通乗用自動車運転し、信号機のない交差点にさしかかり、交差道路を進行中の普通乗用自動車との衝突を避けようとして急ハンドルを切り、操作の自由を失って反対車線に進入し、対向車線進行中の普通貨物自動車と衝突し、Xが死亡した事故。 A徐行義務違反、速度違反(制限速度時速40kmの道路を時速約60kmで走行)。 午後6時30分頃の事故。
4-19	高松高裁 平成2年7月20日 (1審徳島地裁 平成1年5月1日)	判タ746号186頁 判時1414号61頁	19歳 (専門学校生)	否定	未成年者Aが運転し、Xらが同乗する普通乗用自動車が、カーブの下り坂を走行中ガードレールの切れ目から海岸に転落し、Xが死亡した事故。 午前3時45分頃の事故。
4-20	岡山地裁 平成4年5月26日	交民25巻3号649頁	18歳 (就労中) *事故翌日 19歳	否定	未成年者A運転の普通乗用自動車が、X運転の原動機付自転車に背後から衝突し、Xが死亡した事故。 A運転免許停止中、速度違反。 午後7時43分頃の事故。
4-21	宇都宮地裁 平成5年4月12日	判タ848号282頁 交民26巻2号470頁	18歳	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する普通乗用自動車が、電柱に衝突し、Xが死亡した事故。 AとXがシンナー吸引後に車両に乗車。A速度違反(制限速度時速50kmの道路を時速約100kmで走行)、進路前方に小動物が出てきたためハンドル操作を誤った。 午後11時10分頃の事故。
4-22	東京地裁 平成7年11月22日	判タ907号226頁 交民28巻6号1605頁	年齢不明であるが免許を有するため18歳以上	否定	未成年者Aが運転する普通乗用自動車が、道路左側の店舗に入るため合図して道路左側に停車していたX運転の普通乗用自動車に後方から追突し、X及びその同乗者が負傷した事故。 午後2時15分頃の事故。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
4-23	大阪地裁 平成10年6月25日	交民31巻3号908頁	19歳	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する普通乗用自動車 が、前車を追い越すため第一車線から第二車線 の方に進路を変え、第一車線に戻ろうとしたが、 車体が対向車線に滑走し、対向車線を進行中のB 運転の普通乗用自動車に衝突し、Xが死亡した事 故。 A速度違反(制限速度時速50kmの道路を時速100 km程度で走行)。 A運転車両は、Xの父所有の不具合がある改造車 で、後輪右タイヤのみ異種タイヤを装着していた。 午後9時20分頃の事故。
4-24	神戸地裁 平成11年4月21日	交民32巻2号659頁	19歳 (就労中)	否定	未成年者Aが運転する普通乗用自動車、車道と 歩道を隔てる鉄製フェンスに激突し、フェンスを 隔てて事故現場側に設置されていた大型自動販 売機に衝突し、同機が転倒して、歩道上にいたX がその下敷となり死亡した事故。 A居眠り運転。 午前5時30分頃の事故。 Aの親権者は事故の数年前から海外に単身赴任 していた。
4-25	旭川地裁 平成11年6月30日	交民32巻3号975頁	19歳	否定	未成年者Aが運転する普通乗用自動車、Xの事 務所に突入し、Xに物損が生じた事故。 午後5時5分頃の事故。
4-26	福岡地裁 平成14年5月16日	判時1810号92頁	19歳	親権者母につ いて否定 *親権者父に ついては自賠 法3条の責任 に争いがな いため、不法 行為責任につ いては判断さ れていない。	未成年者Aが運転する普通乗用自動車、センタ ーラインを越えて対向車線に進出し、X運転の軽 四輪貨物自動車に衝突し、Xが死亡した事故。 A居眠り運転。 午後4時2分頃の事故。
4-27	青森地裁 平成14年7月31日	交民35巻4号1052頁	16歳 (無職)	肯定	未成年者Aが運転し、Xらが同乗する普通乗用自 動車が、電柱に衝突し、Xが死亡した事故。 A無免許。Aの親権者が預かり保管していた車両 を運転。 午前3時25分頃の事故。
4-28	東京地裁 平成15年5月8日	交民36巻3号614頁	19歳	否定	信号機のある五叉路交差点において、未成年者A が運転する普通乗用自動車、交差点進入後にX 運転の普通乗用自動車(X車)を発見し急ブレー キをかけたがスリップしてX車に衝突し、X及び X車の同乗者2人が負傷した事故。 A速度違反(制限速度時速40kmの道路を時速約50 kmで走行)。 午前11時38分頃の事故。
4-29	大阪地裁 平成15年9月22日	交民36巻5号1316頁	16歳	肯定	信号機のある交差点において、右折中の未成年者 A運転の普通乗用自動車と、対向直進中のX運転 の原動機付自転車とが衝突し、Xが負傷した事故。 A無免許、救護義務違反。A運転車両に友人4人 が同乗し、同じく友人の運転する自動二輪車及び 原動機付自転車とともに集団で走行していた。 午前4時5分頃の事故。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
4-30	東京地裁 平成16年10月18日	交民37巻5号1384頁	19歳	親権者母について否定 *親権者父については自賠法3条の責任を肯定。	未成年者Aが運転する普通乗用自動車、路外の駐車場から急発進し、道路脇で自転車から降りてA運転車両の入出庫操作を待っていたXに衝突する等し、Xが死亡した事故。 午後10時55分頃の事故。
4-31	大阪地裁 平成18年2月23日	交民39巻1号269頁	18歳 (就労中)	否定	信号機のない交差点において、未成年者A運転の普通乗用自動車と交差道路から進行したX運転の普通乗用自動車とが出合い頭に衝突し、Xが負傷した事故。 A一時停止規制違反、速度違反(制限速度時速30kmの道路を時速60~80kmで走行)、救護義務違反。 午後6時35分頃の事故。
4-32	大阪地裁 平成18年7月26日	交民39巻4号1057頁	運転者A17歳 (就労中) 同乗者B16歳 (高校2年生) ・前走車両 運転者C17歳 ・前走車両同乗者D E F 3名いずれも17歳 (高校2年生 又は不明)	運転者Aの親権者について肯定 ・同乗者Bの親権者について否定。 ・前走車両運転者Cの親権者について肯定。 ・前走車両同乗者3名のうちDの親権者について肯定、E Fの親権者について否定。	未成年者Aが運転しBが同乗する普通乗用自動車、不良仲間Cが運転しD、E及びFが同乗する小型貨物自動車の後方を走行し、自車を対向車線に進入させて、対向車線進行中のX運転の原動機付自転車に急接近させ、その後急制動の措置を講じる等したが間に合わず衝突し、一旦停止した後、そのまま発進してXを引きずる等して、Xが死亡した事故。 2台の自動車での危険運転行為による事故。 A無免許。 午前5時10分頃の事故。 事故当時、Aは、親権者の元配偶者の下で生活していた。
4-33	横浜地裁 平成25年3月26日	交民46巻2号460頁	18歳 (大学1年生)	肯定	信号機のある交差点で、未成年者A運転の普通乗用自動車、対向車線から右折中のB運転の普通乗用自動車に衝突した上、歩道上に進行して、歩道上で信号待ちをしていた歩行者のXらに衝突し、Xら3人が死亡した事故。 A信号見落とし、速度違反(制限速度時速50kmの道路を時速70kmで走行)。事故当時、Aは右足親指を負傷していた。 午後9時33分頃の事故。
4-34	岐阜地裁 平成25年7月19日	判時2204号101頁	18歳 (大学生)	否定	未成年者Aが、Xを同乗させて普通乗用自動車を高速で運転中、自車をガードレールに接近させ、アクセルペダルをブレーキペダルと踏み間違えて自車を暴走させ、路外のコンクリート壁に衝突し、Xが死亡した事故。 A無免許、速度違反。A運転車両は、Xの父の所有で、Aはドライブの途中でXと運転を交代し、事故時はAが運転していた。 午前4時25分頃の事故。 Aは、事故当時大学の寮で生活していたが、事故は実家に帰っていた際に発生した。

番号	判決	出典	運転者の年齢 (学年又は 就労状況)	運転者の親権 者の不法行為 責任についての 判断	事故態様等
4-35	大阪地裁 平成26年12月8日	交民47巻6号1475号	運転者A17歳 (無職) 同乗者B16歳 (定時制高校生・就労中)	運転者A・同 乗者Bいずれ の親権者につ いても肯定	信号機のある交差点において、未成年者Aが運転し、Bが同乗する普通乗用自動車右折中に、対向直進中のX運転の自動二輪車と衝突し、Xが負傷した事故。 Aの対面信号機は左折及び直進の矢印信号を表示していた。 A無免許、信号見落とし、救護義務違反。A運転車両は、同乗者B所有で、車検証の有効期間が満了していた。 午前3時18分頃の事故。
4-36	大阪地裁 平成28年3月30日	交民49巻2号538頁	19歳 (定職に就いていない)	否定	未成年者Aが運転しXが同乗する普通乗用自動車が、駐車中の大型貨物自動車に衝突し、Xが死亡した事故。 A運転の自動車(マニュアル車)がギアチェンジにより急加速し、車体が横滑り、回転する等して駐車中の車両に衝突。Aはオートマチック限定の運転免許のみ保有。 午前2時45分頃の事故。 なお本件では、A運転車両の所有者(19歳)及びその親権者の損害賠償請求も行われているが親権者の不法行為責任は否定されている。
4-37	大阪高裁 平成29年8月31日 (第1審京都地裁 平成28年3月18日 交民49巻2号398 頁)*1	裁判所ウェブサイト	運転者A18歳 (無職)*2 同乗者B年齢 不明 (大学生) 同乗者C年齢 不明 (専門学校生)	・運転者Aの 親権者につい て肯定 ・同乗者BC の親権者につ いて否定	未成年者Aが運転しB及びCが同乗する普通乗用自動車が、集団登校中のため道路の路側帯内側を歩行中の小学生の列に後方から突っ込み、Xら児童及び引率者に衝突し、Xら児童2人及び引率者が死亡し児童7人が負傷した事故。 A無免許、居眠り運転。 午前7時58分頃の事故。
4-38	山形地裁 平成29年11月21日	判例集未登載	18歳 (就労中)	否定	未成年者Aが運転しXらが同乗する普通乗用自動車が、路外の電柱に衝突し、Xが死亡した事故。 A速度違反(制限速度時速60kmの道路を時速約87ないし92kmで走行)。 午後9時24分頃の事故。

*1 なお、4-37と同一の事故に関し、京都地裁平成28年12月16日判決(交民49巻6号1510頁)、京都地裁平成29年10月31日判決(裁判所ウェブサイト)がある。

*2 運転者Aの年齢は、Aの刑事事件の判決(大阪高裁平成25年9月30日、判例集未登載)より引用。